

# 市川市斎場再整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、市川市（以下「本市」という。）が発注する市川市斎場再整備基本計画策定業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務委託名

市川市斎場再整備基本計画策定業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から令和3年10月29日（金）まで。

### (3) 業務委託料

次の額を上限価格（消費税及び地方消費税10%を含む。）とする。

9,000,000円

### (4) 業務委託内容

別紙「市川市斎場再整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (5) 業務所管課（事務局）

市川市 保健部 保健医療課 新斎場建設担当室

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第一庁舎

電子メールアドレス：[shinsaijo-kensetsu@city.ichikawa.lg.jp](mailto:shinsaijo-kensetsu@city.ichikawa.lg.jp)

電話番号：047-712-8526

## 3 参加資格

本プロポーザル参加申請日において以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）の大分類「調査・計画」に登録している者又は市川市入札参加業者適格者名簿（測量等）に建築関係建設コンサルタントに登録している者。
- (2) 過去5年以内に地方公共団体が発注する斎場（火葬場）に関する委託業務（基本調査、基本構想、基本計画、あり方検討、事業手法検討、設計）を元請けとして受託・実施経歴があること。なお、前記委託業務には、測量、環境アセスメントに係る業務は含まない。
- (3) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））及び一級建築士の登録者がいずれも1人以上在籍し、少なくともいずれかの有資格者を管理技術者または主担当技術者として配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザル参加の申請日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定

- がなされていない者
- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ 本プロポーザルに係る公告の日から受託者決定日までの間において、本市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が本プロポーザルに参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ 本プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

※本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

#### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの想定スケジュールは下記のとおりとする。

(1) 実施要領の公表	令和3年4月26日（月）
(2) 質問書の受付期間	令和3年4月26日（月）から 令和3年5月11日（火）午後4時まで
(3) 質問書に対する回答	令和3年5月14日（金）
(4) 参加申請書類受付期間	令和3年4月26日（月）から 令和3年5月17日（月）午後4時まで
(5) 参加資格審査結果通知	令和3年5月20日（木）
(6) 企画提案書受付期間	令和3年5月21日（金）から 令和3年5月26日（水）午後4時まで
(7) 1次審査結果通知	令和3年5月31日（月）
(8) プレゼンテーション	令和3年6月4日（金）
(9) 選定結果の公表	令和3年6月11日（金）

※スケジュールは事務の都合により変更できるものとする。

※新型コロナウイルス感染拡大による社会的状況等を踏まえ、後述「10 プレゼンテーション」に示すとおり、プレゼンテーションの方法を変更する可能性がある。

## 5 質問書の受付及び回答

### (1) 提出書類

質問書（第1号様式）

### (2) 受付期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月11日（火）午後4時までとする。

### (3) 提出方法

電子メールにて事務局宛てに送付すること。また質問書を電子メールにて送付した旨を事務局まで電話をすること。なお、電話、対面等による質問には応じない。

### (4) 質問に対する回答

令和3年5月14日（金）に質問者の情報を非公表としたうえで本市公式webサイトに掲載する。

## 6 参加申請書類の提出

### (1) 提出書類

No.	書類名	様式	提出部数
1	参加申請書	第2号様式	原本各1部 写し各1部
2	会社概要書	第3号様式	
3	参加資格要件技術者調書	第4号様式	
4	参加資格要件会社実績調書	第5号様式	
5	上記 No.3、4の記載内容を証明する書類の写し	—	1部

※各様式に予め注釈が記載されている場合、注釈に従い記入することとするが、提出時には各様式に予め記載されている注釈を削除してもかまわない。

※上記 No.3、4について、第4、5号様式に記載した本プロポーザル参加者や技術者間で共通する業務実績を証明する書類を提出する場合、全く同じ書類を複数提出する必要はなく、1部提出すればよい。

### (2) 提出期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月17日（月）午後4時までとする。

受付時間は、午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時の間を除く）。

### (3) 提出先

事務局（市川市 保健部 保健医療課 新斎場建設担当室）

### (4) 提出方法

持参のみの提出とする。

持参者が他の参加者の持参者と会うことを避けるため、事前に事務局へ電話し、持参の日時について事務局より指示を受けること。

### (5) 参加申請書類の綴じ方

- ・第2号様式から第5号様式の原本1部、写し1部を部単位でクリップ留めにて提出すること。（片面印刷とする）
- ・記載内容を証明する書類の写しは、クリップ留め又はファイル綴じにて提出すること。（両面印刷も可とする。）

## 7 参加資格審査結果通知

提出された参加申請書類について前述「3 参加資格」を満たしていることを審査し、審査結果を令和3年5月20日（木）に参加申請書に記載された電子メールアドレスに送信する。

## 8 企画提案書の提出

参加資格審査結果を受け、参加資格があるとされた者は、企画提案書を提出すること。

### (1) 提出書類

No.	書類名	様式	提出部数
1	企画提案書	第6号様式	原本1部 写し1部
2	委託業務実績調書	第7号様式	各10部
3	配置予定技術者調書	第8号様式	
4	業務実施体制調書	第9号様式	
5	業務の実施方針	任意様式	
6	上記 No.2～4 の記載内容を証明する書類の写し	—	1部
7	参考見積書	任意様式	原本1部 写し1部

※上記No.2からNo.5の書類については、提出者が特定できる情報を記載しないこと。

※「No.5 業務の実施方針」は任意様式とするが、A3横片面印刷で2枚以内とし、文字サイズは12ポイント以上の大きさとする。（注記、図表等に使われる文字は除く）  
また、「9 企画提案の審査」の「(2) 評価基準」の各項目について、考え方を文書で簡潔に記述すること。文書を補完するため、最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能だが、設計の内容（設計図、模型（模型写真を含む）、透視図など）が具体的に表現されたものは認めない。

※「No.3 配置予定技術者調書」及び「No.4 業務実施体制調書」に記載した配置技術者は、疾病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することができない。

※上記 No.6 について、第7号様式から第9号様式に記載した本プロポーザル参加者や技術者間で共通する委託業務実績を証明する書類を提出する場合、全く同じ書類を複数提出する必要はなく、1部提出すればよい。また「6 参加申請書類の提出」で提出した書類と同じ書類で記載内容を証明する場合も同様とする。

※各様式に予め注釈が記載されている場合、注釈に従い記入することとするが、提出時には各様式に予め記載されている注釈を削除してもかまわない。

※参考見積書の様式は任意とするが、直接人件費や直接経費等の内訳がわかる内訳書も含んだものを提出すること。

※参考見積書において、消費税及び地方消費税は10%として計算するものとする。

### (2) 提出期間

令和3年5月21日（金）から令和3年5月26日（水）午後4時までとする。

受付時間は、午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時の間を除く）。

(3) 提出先

事務局（市川市 保健部 保健医療課 新斎場建設担当室）

(4) 提出方法

持参のみの提出とする。

持参者が他の参加者の持参者と会うことを避けるため、事前に事務局へ電話し、持参の日時について事務局より指示を受けること。

(5) 企画提案書の綴じ方

- ・上記 No.2～ No.5 は部単位でクリップ留めし、提出すること。
- ・上記 No.6 はクリップ留め又はファイル綴じとし、提出すること。
- ・上記 No.1～ No.5 は片面印刷とする。
- ・上記 No.6 及び No.7 は両面印刷も可とする。
- ・上記 No.1 及び No.7 は、押印した原本1部と写し1部を提出するものとする。

9 企画提案の審査

(1) 審査概要

審査は2段階方式にて行うものとする。なお、参加者が1者の場合においても審査を行い、優先交渉権者とするか否かを判断する。

1) 1次審査

以下に示す審査を行うものとする。

- ①参考見積書に対して審査を行い、前述「2 業務概要（3）」に示す業務委託料の上限価格を超えている場合、その参加者は選定しないものとする。
- ②配置予定技術者調書に対して前述「3 参加資格（3）」に示す要件を満たしているか否かの審査を行い、満たしていない場合、その参加者は選定しないものとする。
- ③「委託業務実績」、「配置予定技術者」、「業務実施体制」の3つの評価項目について点数化し評価を行い、3者を選定する。なお、評価得点が同点のものが存在し、3者を選定できない場合は、同点の者の中で「配置予定技術者」、「業務実施体制」の順に評価得点を比較し、差が現れたところで得点の高い者を上位とする。それでも3者を選定できない場合は、評価得点の同点の者の中で参考見積書の金額が低い者を上位とする。参考見積書の金額の比較においても同額で3者を選定できない場合は、当該者のみを対象として後述「（4）審査委員会」に示す審査委員会の委員全員による投票を行い、3者を選定する。投票による得票数が同数により3者を選定できない場合は、委員長が3者を選定する。

※上記①②の審査後、候補者の数が3者以下の場合は上記③について審査は行わない。

2) 2次審査

1次審査にて選定された者は後述「10 プレゼンテーション」に示すとおりプレゼンテーションを行うものとする。2次審査はすべての評価項目について評価を行うものとし、評価得点の最上位の者を優先交渉権者、次点の者を次点者として選定する。なお、評価得点が同点となり、評価得点からは優先交渉権者もしくは次点者又はその両方（以下「優先交渉権者等」という。）を選定できない場合は、評価得点の同点の者の中で参考見積書の金額が低い者を上位とする。参考見積書の金額の比較においても同額で優先交渉権者等を選定できない場合は、当該者のみを対象として委員全員による

投票を行い、優先交渉権者等を選定する。投票による得票数が同数により優先交渉権者等を選定できない場合は、委員長が優先交渉権者等を選定する。

(2) 評価基準

企画提案の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
委託業務実績	委託業務の実績	9
配置予定技術者	委託業務の実績・保有資格	12
業務実施体制	配置予定技術者の委託業務の実績・保有資格	9
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の趣旨及び目的の理解</li> <li>・業務工程、仕様書の各項目の進め方の具体性、確実性</li> <li>・式場について設置の有無・規模等のニーズ分析</li> <li>・水路、近隣住民対策等、土地利用の考え方</li> </ul>	60
プレゼンテーション	説明能力や本業務に対する意欲	10
参考見積書	※前述「(1) 審査概要」を参照のこと	—
合 計		100

(3) 審査結果

1次審査結果は、企画提案書を提出した者に対し、参加申請書に記載された電子メールアドレスへ審査結果を通知する。

2次審査結果は、プレゼンテーションを実施した者に対し、参加申請書に記載された電子メールアドレスへ審査結果を通知する。また本市公式webサイトへ掲載する。

(4) 選考委員会

本市職員で構成される市川市斎場再整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が審査を実施する。

(5) 留意事項

審査の経緯及び結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 プレゼンテーション

(1) 日時

令和3年6月4日（金）※時間は別途通知する。

(2) 場所

別途通知する。

(3) 出席者

配置予定管理技術者を含む4名以内とする。

(4) 実施方法及び留意事項

- ・プレゼンテーションの時間は、セッティング、撤去及び質疑応答にかかる時間を含み1事業者30分以内とする。なお、質疑応答の時間は最低でも5分は設けること。
- ・プレゼンテーションは業務の実施方針について行うものとする。
- ・プレゼンテーションの際は、事業者が特定できる情報の発言、投影は行わないこと。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

- ・特段の事情が無い限り、プレゼンテーションは配置予定管理技術者が行うものとする。
  - ・机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本市にて用意するが、説明に必要なその他の機器（配線類含む）は参加者で用意すること。
  - ・プレゼンテーションの順番はくじで決めるものとする。企画提案書持参時に、事務局が受領後、提出者がくじを引くものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止等によるプレゼンテーションの変更について
- 新型コロナウイルス感染拡大による社会的状況等を踏まえて、対面式のプレゼンテーションを行うべきではないと判断した場合、以下のとおり動画によるプレゼンテーションへ変更することがある。
- 1) 動画によるプレゼンテーションの概要
 

1次審査にて選定された参加者はプレゼンテーション動画を書き込んだ DVD を事務局へ提出し、選考委員会の委員がその動画の内容を確認し採点を行う。
  - 2) プレゼンテーション方法変更の通知
 

選考委員会が対面式のプレゼンテーションを行うべきではないと判断した場合、その旨を令和3年5月20日（木）に予定している参加資格審査結果通知に併せて、参加資格があると判断された参加者へ通知する。
  - 3) 提出物
 

動画を書き込んだ DVD を 7 部提出すること。DVD には参加者の社名等は記載せず、企画提案書提出時に行うくじ引きにて決定する参加者 No.を記載すること。
  - 4) 提出期間
 

令和3年6月1日（火）から令和3年6月4日（金）までとする。  
 受付時間は、午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時の間を除く）が6月4日のみ午前10時から正午までとする。
  - 5) 提出先
 

事務局（市川市 保健部 保健医療課 新斎場建設担当室）
  - 6) 提出方法
 

持参のみの提出とする。  
 持参者が他の参加者の持参者と会うことを避けるため、事前に事務局へ電話し、持参の日時について事務局より指示を受けること。
  - 7) 動画の内容
    - ・動画の録画時間は15分以内とする。
    - ・業務の実施方針についてのプレゼンテーションとする。
    - ・説明方法は任意とするが、説明者は原則として配置予定管理技術者とする。
    - ・動画は編集や加工はせず、プレゼンテーションの開始から終了までを続けて撮影した動画とすること。
  - 8) 選考委員会からの質問
 

選考委員会の委員が動画を確認した後、令和3年6月7日（月）に事務局より参加者の参加申請書に記載されたメールアドレスへ電子メールにて企画提案書についての質問を送付する。参加者は、令和3年6月9日（水）正午までに事務局のメールアドレスへ回答を送付すること。

## 9) 実施方法及び留意事項

- ・選考委員会の委員が動画にてプレゼンテーション内容を確認する。確認する動画の順番は、前述「10 プレゼンテーション (4) 実施方法及び留意事項」に示すくじに関する事項のとおりとする。
- ・DVDへ書き込む動画ファイルの形式は mp4 とする。
- ・事前に提出した企画提案書の内容に基づき説明を行うこととするが、企画提案書の内容から逸脱しない範囲で説明における図表や文体を変更してもよい。

## 1 1 契約の締結

### (1) 契約の手続き

優先交渉権者に選定された者と、提出された参考見積書の金額を上限として契約交渉を行い、契約を締結する。

優先交渉権者から見積書を徴収した結果、不調となった場合、優先交渉権者に事故等があり見積書の徴収が不可能となった場合又は優先交渉権者との交渉が決裂した場合は、次点者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とする。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

## 1 2 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合、その参加者のプロポーザルは無効となる。

- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・提出期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・委託料の上限価格を超えた参考見積書を提出した場合
- ・選考委員と不正な接触をした場合
- ・著しく信義に反する行為をした場合
- ・選考の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・プレゼンテーションに欠席した場合（動画によるプレゼンテーションに変更された場合には、プレゼンテーション用DVD及び質問に対する回答を提出しなかった場合）
- ・その他、本要領に違反した場合

## 1 3 留意事項

### (1) 提出書類について

- ・提出の際に、提出書類の不備等について事務局が確認することとする。不備等が無い場合、提出書類を受領し提出書類受領確認書を交付する。
- ・提出書類に不備がある場合は原則として受領しない。その場合、改善の上、提出期間内に再度提出し、受領されなければ無効となる。
- ・本市が受領した書類等は返却しない。
- ・企画提案書やプレゼンテーションにおいて参加者が特定できる社名やロゴ等は記入しないこと。（第6号様式及び記載事項を証明する書類の写しは除く）

- ・参加申請書及び企画提案書を受領した後の追加、削除、修正及び差替えについて、それぞれの提出期間内であれば認める。
  - ・提出書類については、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第8条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条例第8条第1項第5号の規定に基づき開示の対象としない。
  - ・参加者と直接的かつ恒常的に雇用関係を証明する書類は、個人情報保護や不正行為を未然に防止する等の観点から必要な部分以外は黒塗り等で伏せること。（必要な部分：氏名、生年月日、資格取得年月日（雇用年月日）、所属等）
- (2) 辞退について
- ・参加申請書類提出後、契約の相手方として決定されるまでは辞退することができる。その場合、本市宛てに辞退届を提出すること。（様式は任意とし、提出先は事務局とする。）
- なお、辞退した者は、これを理由として以降の業務発注等において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 費用について
- ・プロポーザルへの参加に係る費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) その他
- ・本業務の全部又は主要な部分を再委託してはならない。
  - ・企画提案書に記載された配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由の場合で、同等以上の技術者であることを本市が承諾した場合のみ変更を認める。